全国町村議会議員 団体補償制度

ケガの保険
（傷害総合保険）

●保険期間　毎年7月1日午後4時から1年間（随時加入できます。）
●加入資格　全国の町村議会議員等、議会事務局職員、系統町村議会議長会職員

補償の対象となる場合（例えば次のような事故によりケガをした場合、補償の対象となります。）

ケガ

加入者（議員）
ご本人
および
配偶者
（夫婦型にご加入の場合）

演説中・公務中の事故

車での移動中の事故

飛行機搭乗中の事故

スポーツ中の事故

夫婦型のご加入をおすすめします。

個人賠償責任

自転車で他人にぶつかりケガをさせた

飼い犬が他人に噛みついてケガをさせた

同居のこども・孫が他人のものを破損した

買い物中に誤って商品をこわした

事故例

賠償額概算 **9,521万円**

〈事故の概要〉
男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
（神戸地方裁判所、平成25（2013）年7月4日判決）　出典：日本損害保険協会公式ホームページ

保険金額と掛金（保険料＋事務運営費）

（注）本人型と夫婦型は、重複して加入できません。　（保険期間 2020年7月1日から1年間 職種級別A級）年払の場合
天災危険補償特約、後遺障害等級限定補償特約（第1級～第3級）、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

加入タイプ			本人型	夫婦型	
ケガの補償の対象者			加入者（議員・退職議員）本人	加入者（議員・退職議員）本人	配偶者
補償内容			保険金額	保険金額	
ケガ	死亡後遺障害	交通事故	1,620万円	1,620万円	1,135万円
		交通事故以外のケガ	820万円	820万円	500万円
	入院	交通事故	日額8,000円	日額8,000円	日額8,000円
		交通事故以外のケガ	日額4,000円	日額4,000円	日額4,000円
	手術	交通事故	<重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の 5倍	<重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の 5倍	
		交通事故以外のケガ			
	通院	交通事故	日額3,580円	日額3,580円	日額3,230円
		交通事故以外のケガ	日額2,500円	日額2,500円	日額2,150円
個人賠償責任	個人が日常の生活で、他人の身体、財物を害し、法律上の賠償責任を負担した場合（除く自動車事故、猟銃事故など）		最高 2億円 （自己負担額 なし）	最高 2億円 （自己負担額 なし）	
年払保険料			20,000円	33,000円	
事務運営費			2,000円	2,000円	
掛金（保険料＋事務運営費）			22,000円	35,000円	

本年度は、約15%（注）の割引となります。　（注）団体割引30%、過去の損害率による割増25%、大口割引10%を乗算しています。
事務運営費は本制度の運営に必要な費用（様式のとりまとめ、掛金の集金等）に充当しています。
※傷害総合保険と交通傷害危険のみ補償特約セット傷害総合保険がセットされたプランなので、「交通事故」の場合、傷害総合保険と交通傷害危険のみ補償特約セット傷害総合保険の両方から保険金をお支払いします。

制度の特長

●町村議会議員の皆さまがご加入いただける制度です。
●議会議員を退職後も、継続してご加入いただけます。（掛金のお支払いは口座振替となります。）
●公務中のケガから日常生活のケガまで、国内・国外を問わず24時間補償します。
●地震によるケガも補償します。
●加入の際、医師の診査などは不要で、年齢に関係なくご加入いただけます。

◎ご加入のお申込みは◎
町村議会事務局まで

新規・中途加入者の掛金（保険料＋事務運営費）

補償開始日	掛金		補償開始日	掛金	
	本人	夫婦型		本人	夫婦型
7月1日	22,000円（保険料20,000円）	35,000円（保険料33,000円）	1月1日	11,000円（保険料10,000円）	17,500円（保険料16,510円）
8月1日	20,200円（保険料18,330円）	32,100円（保険料30,240円）	2月1日	9,200円（保険料 8,330円）	14,600円（保険料13,750円）
9月1日	18,400円（保険料16,680円）	29,200円（保険料27,510円）	3月1日	7,400円（保険料 6,680円）	11,700円（保険料11,000円）
10月1日	16,500円（保険料15,010円）	26,300円（保険料24,760円）	4月1日	5,500円（保険料 5,010円）	8,800円（保険料 8,270円）
11月1日	14,700円（保険料13,320円）	23,400円（保険料22,000円）	5月1日	3,700円（保険料 3,320円）	5,900円（保険料 5,490円）
12月1日	12,900円（保険料11,680円）	20,500円（保険料19,260円）	6月1日	1,900円（保険料 1,680円）	3,000円（保険料 2,770円）

全国町村議会議員互助会（保険契約者）　〒102-0082　東京都千代田区一番町25　全国町村議会議員会館　電話 03-3264-8172

●本保険制度は、損害保険ジャパン株式会社を幹事保険会社とする損害保険会社4社の共同引受であり、幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受保険会社と引受割合については、取扱代理店までお問い合わせください。
●ご契約者以外に対象となる方（被保険者）がいらっしゃる場合には、その方にもパンフレットに記載した内容をお伝えください。
この広告は概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。

◎取扱代理店　株式会社まちむら　〒102-0082　東京都千代田区一番町25番地　全国町村議会会館　電話 03-3264-6830（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）
◎幹事引受保険会社　損害保険ジャパン株式会社　団体・公務開発部第三課　〒160-8338　東京都新宿区西新宿1-26-1　電話 03-3349-5408（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

SJNK19-12744　2020年2月6日作成

全国町村議会議員 団体医療保険

新・団体医療保険（医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険）

保険期間 令和３年１月１日午後４時から１年間

「病気」を補償し、ご安心をお届けする制度です。

安心の団体医療保険 5つの特長

1 「病気」を補償します！

- 病気による入院・手術を補償します。三大疾病（がん・急性心筋こうそく・脳卒中）となった場合の補償もセットできます。
- 病気による入院は、日帰り入院から補償します(注1)。
  また、１回の入院につき120日限度、通算1,000日まで補償します。

2 団体割引30%の、割安な保険料です！

ご加入年齢 満60歳～満64歳の場合（A型にご加入いただいた場合）

疾病入院保険金
1日につき
5,000円

重大手術の場合
入院保険金日額の40倍
重大手術以外の場合
入院中の手術：入院保険金日額の20倍
外来の手術　：入院保険金日額の　5倍

23,070円
（保険期間１年、年払、団体割引30%適用）

3 議員・退職議員の皆さまのための制度です！

- 議会議員を退職後も、継続して加入できます。
- 議員の皆さまの配偶者も加入できます。
- 満79歳（保険始期日時点の満年齢）まで加入できます。

4 お手続きは簡単です！

- ご加入の際、医師の診査は不要です。簡単な告知で加入できます(注2)。
- 保険期間は１年間です。以降１年ごとに自動継続となりますので、お手間が掛かりません(注3)。

5 無料の健康・介護相談サービス（SOMPO 健康・生活サポートサービス）をご利用いただけます！

（注１）日帰り入院とは、日帰り手術のため１日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

（注２）加入申込書および被保険者健康告知書の内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

（注３）本制度は保険期間の中途でのご加入はできません。

※このポスターは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【保険契約者】
全国町村議会議員互助会

【取扱代理店】
株式会社　まちむら
〒102-0082　東京都千代田区一番町25番地　全国町村議員会館２階
TEL 03-3264-6830　FAX 03-3264-8308
（受付時間：平日の午前９時から午後４時まで）

【引受保険会社】
損害保険ジャパン株式会社
団体・公務開発部 第三課
〒160-8338　東京都新宿区西新宿 1-26-1
TEL 03-3349-5408　FAX 03-6388-0162
（受付時間：平日の午前９時から午後５時まで）

SJ20-05202 2020.8.7